

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容		五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市	
想定される 浸水リスク の周知	現状															
	課題															

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
													<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川における計画規模の降雨による浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションを江戸川河川事務所のホームページ等で公表している。</li> </ul>
													<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域等が十分に住民に認識されていないことが課題である。</li> </ul>

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容		五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市	
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	現状															
	課題															

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整
												<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、区市町等の避難判断基準の設定にあたり、必要に応じて助言等を実施している。</li> <li>・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生するおそれがある場合には、江戸川河川事務所長（第1ホットライン）から関係自治体首長に対して情報伝達を実施している。</li> <li>・江戸川河川事務所において、自治体毎に担当職員（第2ホットライン）を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早めに伝達し、情報共有を図っている。【ホットラインの強化】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生するおそれがある場合には、江戸川河川事務所長（第1ホットライン）から関係自治体首長に対して情報伝達を実施している。</li> <li>・江戸川河川事務所において、自治体毎に担当職員（第2ホットライン）を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早めに伝達し、情報共有を図っている。【ホットラインの強化】</li> </ul>
													<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表・公布している防災情報の意味や、その情報による必要な対応が住民等に十分認知されていないことが課題である。</li> </ul>

# ○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容	五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市
避難勧告等の発令	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> <li>避難勧告判断マニュアルを地域防災計画に掲載している。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合</li> <li>市内雨量観測所降雨指標（予想を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>時間雨量30mm以上</li> <li>危険度レベル3以上</li> </ul> </li> <li>関連水位観測所河川水位指標</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>大雨警報（土砂災害）発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> </ol> 避難準備、避難勧告及び避難指示の判断・伝達マニュアルを作成済み（H27年度）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画（水害編）で避難準備情報、避難勧告、避難指示等の発令判断基準を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報：氾濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象情報等から判断して一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合。</li> <li>避難準備情報、避難勧告等の発令基準は避難の準備や移動に要する時間を設定することになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画及び水防計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画（あるいは水防計画等）で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報は、江戸川(西関宿)が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。</li> <li>避難勧告は、江戸川(西関宿)が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。</li> <li>避難指示は、破堤したとき、破堤に繋がるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。内水は氾濫により、近隣が床上に及んだ時。特別警報が発令された時。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で、発令判断の目安を記載している。</li> <li>(江戸川・中川) 避難準備情報：基準水位が氾濫注意水位に達したとき</li> <li>避難勧告：基準水位が氾濫危険水位に達したとき</li> <li>避難指示：基準水位が氾濫危険水位に達したとき</li> <li>(綾瀬川) 避難準備情報：氾濫し、町域への到達が予想されるとき</li> <li>避難勧告：氾濫水が町域に向かってるとき</li> <li>避難指示：氾濫水が町域に迫るとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> <li>【H23】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令基準を定めており、地域防災計画へ次回修正時に反映予定。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込みや予想が難しい。</li> <li>深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨が止み、今後降らない状況でも、上流河川の水量や東京湾の満潮、干潮の影響で基準水位に達する可能性があり、判断が難しい。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位等の水位が見直され、避難勧告等の発令の判断が早まっている。</li> <li>一方で、一番に行動を開始しなければならぬ避難行動要支援者が空振りによる負担が最も大きく、度重なる空振りは許されるものではないため、正確な情報の収集と発信が求められる。</li> <li>市町村は水防活動も求められ、避難誘導のための人員は著しく不足しているため、正確な情報発信をするための情報収集には、河川管理団体など国、県、関係機関の人的支援が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27の関東・東北豪雨の際にホットラインが機能していなかった。</li> <li>水害対応において、河川事務所からの情報は非常に重要なので、積極的に情報提供をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込みや予想が難しい。</li> <li>深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告発令のタイミングの見極めが難しい。</li> </ul>	-	

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>内水氾濫時の避難勧告等の発令条件は、坂川・新坂川については大谷口新田の水位観測所の水位によって避難勧告等を発令するようにしている。</li> <li>江戸川氾濫時の避難勧告等の発令条件は、野田の水位観測所の水位によって避難勧告等を発令するようにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で各避難情報の発令基準を定めており、ホームページや洪水ハザードマップにて周知している。</li> <li>現在、水害に対する避難の判断基準については、地域防災計画で定めており、避難勧告については次のとおりとしている。</li> <li>(1) 避難行動要支援者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>栗橋観測所はん濫危険水位に到達した状況（はん濫危険情報が発令されたとき）</li> <li>野田・芽吹橋観測所3時間後に両観測所のいずれかにおいてははん濫危険水位に達すると予想される状況</li> </ul> </li> <li>(2) 一般（避難行動要支援者でない方）の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>野田・芽吹橋観測所1時間後に、両観測所のいずれかにおいてははん濫危険水位に達すると予想される状況（はん濫警戒情報が発令されたとき）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準を記載している。</li> <li>対象区域を位置づけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川上流部決壊から足立区までは到達時間が長い。そのため、具体的な避難勧告等発令基準は設定していない。</li> <li>なお、荒川等の他の河川は作成済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川・中川・綾瀬川・江戸川については基準を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【避難準備情報】野田が氾濫注意水位6.30mに到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</li> <li>【避難勧告】野田が避難判断水位8.20mに到達し、更に上昇するおそれがあるとき</li> <li>【避難指示】野田が氾濫危険水位8.50mに到達したとき</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川では、県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。</li> <li>水位周知河川では、河川の基準水位を超えた場合に、県が自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている。</li> <li>埼玉県版川の防災情報メールにて登録者宛に水位情報をメール配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村においてガイドラインに基づく基準設定を行っているが、これらも多発する災害に際して発令基準の見直しが必要となる場合は、速やかに行っていたかどうか説明会等でお話をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等が発表した河川水位等に係る情報について、区市町等の避難判断基準の設定にあたり、必要に応じて助言等を実施している。</li> <li>河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体を通じて住民に周知。（国土交通省・気象庁共同発表）</li> <li>併せて、自治体毎に担当職員（第2ホットライン）を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早急に伝達し、情報共有を図っている。</li> <li>【ホットラインの強化】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体を通じて住民に周知。（国土交通省・気象庁共同発表）</li> <li>併せて、自治体毎に担当職員（第2ホットライン）を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早急に伝達し、情報共有を図っている。</li> <li>【ホットラインの強化】</li> </ul>	
-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済活動を止めてしまうほどの大規模な避難勧告等を発令するだけの判断基準がない。</li> <li>下流域全体での広域避難を実行する基準が不明確。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容	五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市	
避難場所・避難経路	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内のほぼすべてが浸水想定区域となるため、公共施設で2階以上にある建物を緊急避難場所とし、学校、公民館などの公共施設を避難所として指定している。</li> <li>・避難経路は設定していない。</li> <li>・これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップやホームページで避難場所を掲載している。</li> <li>・浸水の生じない場所又は2階以上の建物を有する公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。</li> <li>・市のポータルサイト(オラナビ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。</li> <li>・自主防災訓練等において、冠水時は自助の取り組みとして自宅などの屋内退避や2階以上への垂直避難をお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップにより避難場所を周知</li> <li>・避難経路については未策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、道路の破損、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難場所や避難経路を固定化していない。災害発生時における道路の損壊や周囲の延焼等による被害状況に応じて、迅速に安全な場所に避難するため、平常時から市民自らが避難場所・避難所を認識しておくよう出張講座や防災マップ等で啓発している。</li> <li>・なお、水害時の緊急避難場所は、避難所指定している施設の2階以上の部分としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在指定緊急避難場所として106箇所、指定避難所として77箇所指定している。指定避難所は学校や福祉施設等を指定しているが、指定緊急避難場所はその他に公園等も指定している。</li> <li>・指定緊急避難場所106箇所のうち、58箇所は洪水に対応しており、具体的には学校の2階以上などを想定している。</li> <li>・避難経路については特に設定していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所・避難所：小学校、中学校、高校</li> <li>・避難場所：公園、運動グラウンド</li> <li>・避難所：公民館、体育施設</li> <li>・浸水時は、浸水深以上の避難場所、避難所に限る。</li> <li>・避難経路は未指定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所は小中学校・高校等と指定している。浸水時は浸水深以上の階層としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設がある場所の浸水深を考慮して、建物が浸水しない上階を緊急避難場所として指定している。</li> <li>・これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所は防災マップ、ホームページ、その他情報発信ツールにより周知している。</li> <li>・避難経路は現場の状況や居住地により異なる。出前講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点を周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所は、西小学校、高野台小学校、杉戸小学校、杉戸第二小学校、杉戸第三小学校、泉小学校、西公民館、昌平中学・高等学校、杉戸中学校、中央公民館、杉戸高等学校、南公民館、広島中学校、志学会高等学校、泉公民館、東中学校、エコ・スポいすみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。</li> <li>・これらは、町ホームページで情報を公開している。</li> <li>・小中学校、県営公園(高台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害種別ごとに避難場所および避難所の指定を行っており、ハザードマップや広報誌等で情報公開および周知している。</li> <li>・避難所、避難場所は地区別減災マップ、洪水ハザードマップ、市公式Webサイトなどにより周知しているが、避難経路については未策定の為、今後検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害種別ごとに学校の校庭や公園を避難場所として指定しており、ハザードマップを全戸配布し、ホームページでも掲載している。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>・避難所が少ないため、大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路の設定について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川洪水時には、市内全域が浸水するため、広域避難をする必要があるが、避難先、避難路及び避難手段の確保が出来ない。</li> <li>・時間雨量が20ミリを越えると内水被害が発生している。現状では、避難勧告発令時には、避難路が冠水し、避難場所・避難所への移動が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に高台がほとんどないため、公共施設や民間の大型施設への避難が想定されるが、災害時に施設を開放してもらえないか不明</li> <li>・大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。</li> <li>・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> </ul>	-	-		

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では市内の小中学校、市民センター等を避難所として指定しているが、浸水時の対応としては、地形などを考慮し開設をおこなっている。</li> <li>・避難経路については個々でおこなうように啓発している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所として指定されている主な公共施設は各公民館や各小中学校であり、洪水に対応している避難所については、想定される浸水の程度によって3階以上や2階以上が対応可能であると設定している。</li> <li>・避難経路については特に提示していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ及びホームページにより周知している。</li> <li>・学校、近隣センター等を避難所に指定している。</li> <li>・避難経路については定めていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水する避難所は、色分けをしてハザードマップに記載している。</li> <li>・避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水想定地域の指定に係る避難所を啓発している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足立区洪水ハザードマップに掲載しており、ホームページで情報公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の241施設を「洪水緊急避難建物」として指定をした。</li> <li>・自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所：区内(大島小松川公園、葛西南部地区)2箇所、区外(国府台)1箇所</li> <li>・避難経路：指定なし。徒歩で避難。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図を作成し公表し、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。(手引き改定前)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が指定する指定緊急避難場所・指定避難所について、早期に指定を行うよう市町村に対して働きかけを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを東京都のホームページに掲載している。</li> </ul>	-	-
-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水区域が人口集中地区でもあるので、高台や他市避難所への誘導が課題</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自区内の屋内施設に収容しきれない。</li> <li>・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。</li> <li>・避難経路・避難方法が定まっていない。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容	五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市
住民等への情報伝達体制や方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。</li> <li>対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。</li> <li>各地域の民生委員、自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告・指示を発令した場合は、下記伝達手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。</li> <li>市HP、防災課HP、テレビ玉データ放送(Lアラート)、フェイスブック、ツイッター、エリアメール・緊急速報メール、防災行政無線、広報車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、アラートの協力を得て広報を行う。</li> <li>各自治会あて一斉FAXを利用し、情報を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画(水害編)に記載している。[市]対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載[消防]消防団員、消防車両、口頭等により伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達[放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、Lアラートなど、状況により緊急速報メールにて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で伝達方法について記載している。防災行政無線、防災行政無線、広報車、Lアラート、エリアメール、緊急速報メール、フェイスブック、ツイッター、ライン。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、Lアラート、市メール配信システム、広報車、一斉FAX、自主防災組織との連携。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、消防団、メール配信サービス、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。</li> <li>対象区域住民自治組織の長に連絡し、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。</li> <li>自主防災組織や自治会との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。</li> <li>対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。</li> <li>自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、広報車、登録制メール、エリアメール、Lアラート</li> <li>対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。</li> <li>自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート</li> <li>対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。</li> <li>自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、住民への周知漏れを防ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、メール情報配信サービス、市公式Webサイト、フェイスブック、ツイッター等で広報を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の伝達方法は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラートの利用によりテレビ・ラジオ・インターネット等での広報。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。</li> <li>風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。</li> <li>避難情報の伝達手段は複数確保しているが、運用する方法や人員の整備ができていない。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨などの場合は雨音で防災行政無線等の音がかき消されてしまうこともあるため、防災行政無線メール等、代わりとなる情報伝達手段の周知を今後も図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページやエリアメール、市メール配信システム等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。</li> <li>風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。</li> <li>風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。</li> <li>風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。</li> </ul>	-	-

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域に絞って防災行政無線で避難勧告等を発令</li> <li>市民の登録制メールで一斉配信</li> <li>エリアメールで配信</li> <li>広報車で現地に放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画において避難情報や避難所開設情報等については、防災行政無線や登録メール(野田市安全安心メール「まめメール」)、ホームページ、ツイッター、広報車を活用する旨を記載している。その他にもLアラート(データ放送)、各携帯会社(NTTドコモ、ソフトバンク、モバイル、KDDI)による災害緊急速報メールも活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、車による巡回広報、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、ケーブルテレビ文字放送による周知を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール、ツイッター、安心メール、J:COM文字放送、Lアラートを活用し広報を行う。</li> <li>避難所及び自治会に戸別受信機を配布している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)・緊急速報メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J:COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線(デジタル化)、FMエドがわ、ケーブルテレビ、防災メール、区公式HP</li> </ul>	特になし	特になし	特になし	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁は最新の科学技術を取り入れ、「防災気象情報」を提供。</li> <li>防災気象情報は、区市町村では避難勧告等の判断材料として、住民はさらなる情報入手や安全確保行動のきっかけとして利用されている。</li> <li>現状の予測水準の限界を踏まえて、現在の技術で実施可能な防災気象情報の改善に取り組んでいくこととし、社会に大きな影響を与える現象について、可能性が比較的高くなくとも発生のおそれを積極的に伝えていくこと、危険度やその切迫度を認識しやすくするよう、わかりやすく提供していく。</li> <li>具体的には、平成29年度出水期に向けて、定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」の提供、及び大雨注意報警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」の情報提供の準備を進めており、本年6月8日から自治体向け防災情報提供システムにおいて、情報提供の試行を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、報道機関等を通じて伝達している。</li> </ul>
-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。</li> <li>豪雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取りが困難となるので、工夫が必要。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防災意識の向上と避難行動に対する平時からの機運醸成。</li> </ul>	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体等からは、より精度が高く、きめ細かで、危険度の違いが分かりやすい情報の提供が求められている。</li> <li>台風及びその周辺域での広域な雨量の数日先までの予測は、精度に限界がある。</li> <li>集中豪雨を区市町単位で発生場所、時刻を特定した予測は困難。</li> </ul>	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容	五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市
避難誘導体制	<p>（1）避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。</p> <p>（2）消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。</p> <p>（3）避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</p> <p>（4）学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。</p> <p>・避難に自家用車を使用しないよう指導する。</p> <p>・年1回防災訓練を実施しており、その際は警察や消防にも協力してもらっている。</p>	<p>・避難行動要支援者への避難誘導は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員が行う。</p> <p>・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。</p>	<p>・安全な避難活動を実施するために、避難路の指定、避難場所標識の整備、誘導体制の確立を準備している。</p> <p>・避難行動要支援者名簿を作成、及び要援護の届出制度により自治会等による支援体制を図っている。</p> <p>・また、自主防災訓練時に避難経路の確認や、家庭で家族会議を開き、連絡方法や避難場所の確認をお願いしている。</p>	<p>・地域防災計画（水害編）に記載している。</p> <p>市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。</p> <p>・市は、災害時要配慮者台帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。</p>	<p>・市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立している。</p> <p>・要配慮者の避難誘導に際しては、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体と連携している。</p>	<p>・地域防災計画で避難誘導体制について記載している。</p> <p>・なお、市の総合防災訓練において、毎年避難誘導訓練を実施している。</p>	<p>・広報班による災害情報の発信、援護班による避難行動要支援者の避難誘導を計画している。</p>	<p>・消防本部、警察、消防団員、自主防災会などの協力を得て実施する。</p> <p>・要支援者については優先的に避難誘導する。</p>	<p>（1）避難の誘導は、自主防災組織、自治会、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。</p> <p>（2）避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</p> <p>（3）学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。</p>	<p>・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。</p>	<p>・町、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。</p> <p>・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。</p> <p>・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。</p>	<p>・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。</p> <p>・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。</p> <p>・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。</p>	<p>・消防団や地域（自主）防災組織等の協力を得ながら、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。</p> <p>・施設管理者は、避難計画等に基づき、速やかに入所者等の安全を確保する。</p>	<p>・市・消防局・消防団・警察署が避難誘導を実施することとしている。</p> <p>・避難行動要支援者の誘導は、災害対策本部設置時においては、町会・自治会等が管理する安心登録カード事業を基に、町会・自治会活動や安心登録カード事業の仕組みを通じた地域ぐるみの支援体制及び消防団・警察の協力により行い、災害対策本部設置前においては、関係各課に連絡を取り、避難行動要支援者の避難支援を要請するものとする。</p>
課題	<p>・町職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。</p>	-	-	<p>・市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。</p>	-	-	<p>・避難誘導を担当する各班の役割が明確になっていない。</p>	<p>・避難誘導時、各機関の役割が明確になっていない。</p>	-	<p>・市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。</p>	<p>・町職員、警察、消防機関それぞれの役割が明確になっていない。</p>	<p>・町職員・警察・消防機関それぞれの役割が明確になっていない。</p>	-	-

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
<p>・江戸川氾濫時の避難誘導体制については、常磐線以西の地域については、氾濫シミュレーションにより浸水する可能性が高いため、11万人を避難させる必要があり常磐線以東の高台に避難するようにするが、バス会社などと協定をして災害時に高台への巡回等を依頼する必要があると考えている。</p>	<p>(1)市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とするが、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。</p> <p>(2)学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。</p> <p>【避難行動要支援者での対応について】</p> <p>・野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、市から平常時に、自主防災組織等へ要支援者名簿の提供を行っている。自主防災組織等を中心に、地域で要支援者の個別計画を作成し、避難の際の支援者を決めてもらっている。</p>	<p>【在宅者】</p> <p>・消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力し、組織的に避難を誘導する。</p> <p>・要配慮者の登録名簿に基づき、安否確認と避難誘導を行う。</p> <p>【学校、病院】</p> <p>・学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行う。</p>	<p>・地域内から避難場所までの避難誘導の体制は以下の通り。</p> <p>(1) 避難の誘導は、市職員、消防団員、自治会組織、自主防災組織及び現場の警察官等が連携し実施する。</p> <p>(2) 学校、幼稚園、保育所、事業所、ショッピングセンター及びその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、必要に応じて市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して安全な場所に避難誘導する。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、全員の安全避難を図る。</p>	<p>・地域防災計画にて避難行動要支援者への支援は自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員等の協力を得ながら支援を行う。</p>	<p>・避難の誘導は、警察、消防、消防団、区職員が連携し対応する。</p> <p>・避難行動要支援者の所在を民生委員・児童委員などから把握しておくとともに、自主防災組織等地域の協力を得て避難誘導する。</p>	<p>・個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治町会に配布して、避難時の支援などについて依頼している。</p>	<p>・避難勧告、指示に基づく、区、警察、消防による自主防災組織と連携した住民誘導。</p>	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	<p>・足立区の地域防災計画（風水害編）に避難誘導体制は記載されていない。</p>	-	<p>・避難に対する住民の意識が低い。</p> <p>・避難先が特定されていないため自主避難ができない。</p> <p>・警察、消防との役割分担ができていない。</p> <p>・交通手段を特定できていない。</p> <p>・他地区から区内への流入防止策がない。</p> <p>・交通管理者との調整、誘導体制の構築。</p>	-	-	-	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

②水防に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容		五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市
河川水位等に 係る情報 提供	現状	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。		・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防団へ連絡することとしている。 ・各市における水防団は市職員のため、職員配信メールを活用し、情報提供を行うこととしている。	・水防団は消防団が担う。上記「住民等への情報伝達の体制や方法」に同じ。	・職員(水防パトロール員)には本部から情報提供している。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水位の通報について記載している。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団員へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、水防事務組合と災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、水防事務組合と災害対策本部から直接消防団へメールや電話連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接水防団へ連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡している。 ・市から関係機関への連絡をするように地域防災計画に記載している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防局から消防団へ連絡することとしている。
	課題	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
河川の巡視 区間	現状	・各水防団の受け持ち区間(慣例区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識と水防技術の習得だけでなく、安全管理危険性についても説明している。	・各水防団(消防団)の受け持ち区間を設定している。 ・毎年、水防訓練を実施し、安全管理について注意をしている。	・河川事務所等が発出する水防警報にあわせ、該当場所付近の河川巡視を実施している。	特になし	・職員(道路パトロール員)が水防時に点検管理している。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、河川の巡視について記載している。	特になし	・江戸川右岸については江戸川水防事務組合の水防計画において区間の設定があるためそれを準用する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	特になし	・各消防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・市職員の関係部署において、河川の巡視を行っている。	特になし
	課題	-	・巡視区間が広域なため、伝達要領で規定された間隔での巡視が難しい。	-	-	-	-	・内水対応に追われ、河川の巡視は十分に出来ていない状況にある。	・水位の観測は災害対策本部の市職員で行うことが多く、観測の際には複数人でライフジャケット等を着用して行うようにしている。本来は水防活動として地元の消防団に行ってもらうのが良いのだが、連携が取れていないのが現状である。	-	・巡視区域が広域圏であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。	-	-	-	-

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
・水防警報等の河川水位に係る情報は、水防団管理者から消防局を経て各水防団へ連絡することとしている。 ・市役所から関係機関等への連絡系統は水防計画により定められている。	・市水防本部で情報を上げ、市消防本部に連絡。市消防本部から各消防団(水防団)に連絡。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防局から消防団へ連絡(メール配信)することとしている。	・市水防計画により、水防本部から消防団へ伝達する。	・消防本部より消防団へ火災時と同様にメールにて配信できる。			・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。	特になし	・水防計画書の連絡系統で実施。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。		・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生するおそれがある場合には、江戸川河川事務所長(第1ホットライン)から関係自治体首長に対して情報伝達を実施している。 ・江戸川河川事務所において、自治体毎に担当職員(第2ホットライン)を配置し、水位情報や施設操作等に関する情報を早めに伝達し、情報共有を図っている。【ホットラインの強化】
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・迅速かつ正確な河川水位等に係る情報提供が課題である。
・江戸川堤全域として実施。	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各消防団の管轄区間があり、連絡(指令)を受けて巡視を実施する。 ・目視による河川水位、堤防状況を巡視する。	・受け持ち区間：有り ・巡視内容：堤防の損傷箇所の目視、樋管開閉操作 ・安全管理：ライフジャケットの着用(予定)	・市職員において河川巡視を実施している。	・江戸川が足立区を通過していないため、江戸川以外の河川の対応ではあるが、足立区水防活動の手引きに記載した範囲を巡視している。			・水防計画書により重要水防箇所を設定し、出水時等に点検を実施する。	特になし	・水防計画書により重要水防区間において管理区間の巡視を実施している。	・出水時に、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施 ・水防計画書により重要水防箇所を設定し、出水時等に点検を実施する。		・出水期前及び出水時に、重要水防箇所等を巡視している。
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

②水防に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容	五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市	
水防資機材の整備状況	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>当町他3市1町で構成している水防組合倉庫に、土のう、縄、シートを分散して保管している。</li> <li>点検を年1回実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫を設置して資材等を保管している。年1回、資材及び倉庫の点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。</li> <li>年に一度点検している。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材等を2箇所に配備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水防資機材の整備状況について記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材を市内3カ所の水防倉庫に分散して保管している。</li> <li>点検は1年に1度実施している。</li> <li>内水対策として土のう、携帯型排水ポンプを整備しており、住民の要請に対しては応急対策職員が現場対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川区域にある3つの水防倉庫に鋸、掛矢、スコップ、斧、鎌、シート、鉄線、土のう袋、鉄杭を保管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋸、掛矢、スコップ、シャベル、照明具、斧、鎌、ソフトロープ、ブルーシート、鉄線、フルコン土囊、鉄杭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。</li> <li>(江戸川水防事務組合で整備)</li> <li>主に住宅地の浸水被害軽減のため、可搬式移動ポンプ2台購入。ポンプ能力2台で10m<sup>3</sup>/sec</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材を水防倉庫に保管している。</li> <li>出水期間前に点検を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防で使用するための資機材を3カ所の水防倉庫に配備している。</li> <li>水防倉庫1カ所には2000袋の土のうを保管している。また、各消防署でも市民用に土のうを配布している。</li> <li>拠点防災倉庫に小型の排水ポンプを配備している。</li> <li>また、各消防署でも市民用に排水ポンプを配布している。</li> </ul>
	課題	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の数量・種類等、必要資材について再検討が必要。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフジャケット、胴付長靴など、装備の充実が必要である。</li> <li>資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。</li> <li>水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。</li> <li>資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> <li>水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。</li> </ul>	-	-	-	-	

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>松戸市水防計画により水防資材の種類、数量等を配備している。</li> <li>東葛中部地区連合水防団による演習時に、資材の点検、確認を行っている。</li> <li>そのほか随時点検を実施し、倉庫や資材等の点検を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土のう、縄、シートなどを水防倉庫や市の施設に保存している。</li> <li>年一回点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材一式を水防倉庫に保管している。</li> <li>出水期前に数量、状態等の点検を実施している。</li> <li>安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資器材の種類：スコップ、円ピ、掛矢、鋸、鎌、竹トゲ鎌、鉋、斧、唐鎌、タコ、ハンマー、ペンチ、照明灯、一輪車、ビニールシート、縄、ロープ、木杭、鉄製パイプ、竹、土のう、SBパイル鉄くし</li> <li>保管場所：シャッター付倉庫</li> <li>点検管理の実施状況：数量の確認、ポンプの年度毎定期点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資器材の種類：土のう、スコップ、ペンチ、鋸、掛矢、鎌</li> <li>保管場所：シャッター付倉庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土囊、鉄線、スコップ、ツルハシ、ブルーシート等を区の水防倉庫に分散して保管している。</li> <li>2tポンプ車1台を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に定める水防資器材を適切に保管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都水防計画の資材標準備蓄品目を参考に資機材を保管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。</li> <li>毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な水防資機材について、水防倉庫等に保管、出水期前に点検管理を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材倉庫等に土のう袋やショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。</li> <li>各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災ステーション・水防拠点・側帯・出張所に水防資機材を備蓄している。</li> </ul>
-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフジャケットなど、安全装備品の数量を充実させる必要がある。</li> <li>水防工法のための必要備蓄数を見直していく必要がある。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>区には大規模水害に対する水防資機材がない。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が進み、修繕や撤去、建て替え等の検討が必要。また、その予算が課題。</li> </ul>	-	-	-	-



○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

②水防に関する事項

-:「回答無し」、■:該当なし・対象なし

内容		五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市
庁舎等重要施設の水害時における対応	現状	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部を設置する消防庁舎は浸水想定域に入っていないため、庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の水害時対応マニュアルは作成していないが、震災時対応マニュアルがあるため、これを読み替えて対応する。</li> <li>医療センター建設工事と平行し、周辺道路の改良工事を行ったため、医療センターへの浸水はないと思われる。</li> <li>市庁舎の代替施設として、消防本部、庄和総合支所を位置づけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎周辺が床上浸水等により災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等に適宜対策本部を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の水害時対応マニュアル等は未整備</li> <li>市内の災害拠点病院である獨協医科大学越谷病院については、水害時対応マニュアル等の有無は不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とするが、市役所本庁舎が被災し災害対策本部を設置できない場合は、久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置する。なお、利根川・荒川が決壊した場合は庁舎の浸水が想定されている。水害時対応マニュアルはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。大規模な浸水が発生すると庁舎は水没する恐れがあるが、災害対策本部代替施設の八潮消防署は耐水化している。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水はないものと思われる。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、庁舎2階に設置されているので、浸水想定域に入っていない。自家発電も同様に浸水想定区域には入っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型の発電機の調達について民間事業者と協定締結している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部を設置する市役所本庁舎と災害拠点病院は、業務に支障が出るほどの浸水はないと思われる。(災害対策本部は庁舎3階に設置されるため)</li> <li>庁舎が浸水した場合の対応マニュアルなどは作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎は、止水板を設置することにより浸水に対する備えをしている。また、災害対策本部を市役所9階に設置することとしている。(マニュアル有)</li> <li>災害拠点病院については、江戸川からの浸水想定はない。</li> </ul>
	課題	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治医科大学付属さいたま医療センターが浸水想定域に入っているが、水害時対応マニュアルは作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。</li> <li>庁舎では、避難した住民を受け入れる等により、本来実施すべき事務棟に支障をきたすことが懸念される。</li> <li>医療センターでは、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき業務等に支障をきたすことが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替庁舎において、業務を継続するための設備等が整っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎が浸水した場合に、1F部分の機能が失われる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所を含む各庁舎、公共施設について、高台にある施設は存在しないため、大規模氾濫の際は浸水する可能性は非常に高いと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため、災害対応のための役所等の機能維持が難しい。</li> </ul>	-	-	-	-	-

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	江戸川区	葛飾区	足立区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区気象台	関東地整
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院において、災害時の情報収集体制についても整備している状況である。浸水の可能性について、江戸川河川事務所の江戸川氾濫シミュレーションにおいては市立病院と松戸市役所ともに浸水エリアにはなっていないため、可能性は低いと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域から離れており、浸水の想定をしていないため、マニュアルを作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎が機能不全になる想定はない。</li> <li>災害拠点病院も浸水想定区域にはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部を設置する市役所本庁舎と災害拠点病院である「地域災害医療センター(東葛北部)」は高台に位置しているため、浸水はないと思われる。</li> <li>庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度新庁舎建設であり電気設備等の機械室を上層階に設置するなど災害対応となっている。</li> <li>庁舎が浸水した場合の対応マニュアルは作成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所1階部分水没、2階に非常用電源あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川上流部で決壊した場合には、区本庁舎や区内の災害拠点病院も浸水することが想定される</li> <li>区防災課の水害時対応マニュアルは策定中であるが、災害拠点病院でマニュアルを策定しているか把握していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区庁舎は庁舎管理課で作成している。</li> <li>災害拠点病院はそれぞれで作成している。</li> </ul>						
-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎が機能不全になる想定はない。</li> <li>災害拠点病院等での自衛水防に関するマニュアルの策定状況を市では把握していない。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫時は病院が水没するため、区内での医療行為ができない。</li> <li>災害拠点病院等16病院のうち、14病院が水没。</li> </ul>	-	-						

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有(江戸川)

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- : 「回答無し」、■ : 該当なし・対象なし

内容		五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状		<ul style="list-style-type: none"> <li>宝来樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している。同様に、鴻沼川排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作要領に基づき操作している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県から排水機場や水門操作について、委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。</li> <li>市所管の一部排水施設の操作運用マニュアルについて内容の見直し中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水施設については、操作規則等で運用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水資機材は、ポンプを保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水施設については、操作規則等で運用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の河川(大場川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。</li> <li>市内各所の排水ポンプ施設については市職員が操作・運用している。</li> <li>三郷放水路については国交省が管理している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉松川及び大中落しへ排水するために市内各所に排水ポンプを設置している。</li> <li>設定水位に達すると自動運転し、市職員にメールが届く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う</li> <li>設定水位に達すると自動運転し、運転に不具合がある場合は、担当課所属職員に情報伝達される。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>町内には排水機場2箇所、ポンプ3箇所、移動式ポンプ2台により、河川の水位が高水位となり、自然排水が困難になった場合強制排水を実施しています。江戸川河川事務所から3箇所の樋管の管理を受託しており、地元の方に再委託しています。また、中川左岸地区では、主に八間堀悪水路の樋管、大落古利根川では小規模な水門の管理を町が行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内29ヶ所に排水機場があり、そのうちの18ヶ所において、操作管理者は県より、委託されている。</li> <li>拠点防災倉庫に小型の排水ポンプを6台配備している。</li> </ul>	
	課題		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省から委託されている樋管の操作方法は操作規則により規定されている。</li> <li>千葉県から委託されている排水機場の運転方法は運転規則により規定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮本樋管、城の越樋管操作要領により操作・運用の取り決めを行なっている。</li> <li>排水資機材は保有していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水施設：流山排水機場(県管理施設)洪水防除施設ではあるが、土地改良区との協定により、内水排除を行うため、市が管理している。</li> <li>排水資機材：投げ込み式ポンプ2基 地区住民への周知方法：特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水門・排水機場の操作について、千葉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。</li> <li>住民への周知方法については定めていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内水氾濫が頻繁に発生しやすい箇所やアンダーパス部には、排水ポンプが設置してある。水害時に運用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>葛飾区水元小合溜浄化施設等操作规程(平成7年3月31日訓令第9号)に基づいて操作する</li> <li>排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は都下水道局の排水施設及び大規模水害時は国の排水ポンプ車に頼っている。</li> <li>東京都及び国と連絡体制を確保している。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。</li> <li>国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。</li> <li>操作時の周知はしていない。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。</li> <li>各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>排水機場等の操作については、操作規則に基づき実施している。</li> <li>事務所に排水ポンプ車を配備、活用している。(H27.9関東・東北豪雨時に松伏町にポンプ車を派遣し、排水作業を実施)</li> </ul>
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模水害時の関係機関が連携した氾濫水の排水のための操作・運用体制に課題がある。</li> </ul>

④河川管理施設の整備に関する事項

内容		五霞町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	現状														
	課題														

松戸市	野田市	柏市	流山市	浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	東京管区气象台	関東地整
								特になし	特になし	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>綾瀬川、中川、新中川、旧江戸川について、耐震耐水事業を実施中。</li> </ul>	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸川において、浸透対策やパイピング対策、流下能力対策、侵食・洗掘対策を実施中。</li> </ul>
								-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の高さや幅が不足している区間については、水害の発生に対するリスクが高い。</li> </ul>